

1. 情報空間における放送の位置
- 情報空間の拡大と変容
 - ✓ 新聞、出版などプリントメディア（活字離れ、部数の減少、広告費の低迷）
 - ✓ 放送（テレビ離れ、広告費の低迷、ローカル局の経営環境の悪化）
 - ✓ インターネット（プラットフォーム、動画配信サービスの発展、広告費の増大）
- 部分規制論：プリントメディアの自由を十全に保障する一方で、放送に対して多様な見解へのアクセスを求める規制を課すことで、メディア全体で自由と規制のバランスを確保¹
 - 部分規制論の再編成：規制されるべき部分／規制されるべきでない部分をいかに線引きし直すか？²
 - 今日の文脈では放送と通信（インターネット）の境界の再検討が重要に³
- 公共放送（NHK）と民放による二元体制：「上記の目的を実現するため、放送法は……放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとしたものである。」（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁（NHK受信料訴訟））
 - 「通信コンテンツにおいては、それぞれの役割が少しずつ変化するのではないか」
 - NHKの公共放送から公共メディアへの変容（ネット同時配信など）
 - 民放のネット進出の本格化（ネット同時配信の開始など）
 - 二元体制の再編成：公共メディアとしてのNHKの対になる「民」を担うのは誰なのか？：従来の民放に加え、新聞社、プラットフォーム事業者も？
- グローバルな情報空間とローカルな情報空間
 - ✓ インターネット：国境を越えて情報が流通
 - ✓ 放送：国・地域（関東・中京・近畿広域圏、県域）単位で情報が流通
- マスメディア集中排除原則の見直し（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会）
- 複数の放送対象地域における放送番組の同一化（同検討会）
 - 越境的な情報空間における多元性・多様性・地域性の意義の見直し

¹ Lee Bollinger, *Freedom of the Press and Public Access: Toward a Theory of Partial Regulation of the Mass Media*, 75 Mich. L. Rev. 1 (1976).

² 長谷部恭男「デジタル情報空間における放送と放送法制」ジュリスト1574号18-19頁（2022年）。

³ この点で、2000年代の通信・放送の総合的な法体系に関する研究会等における議論が改めて注目されるべきだろう。

2. 情報空間における公共的な情報の流通促進の方策

- 「情報空間全体での情報発信に関する積極的に流通を図るべき情報と、不適切な拡散を抑止するべき情報を議論し、施策を施す場合にはその実効性も含めて十分に検討することも重要である」
 - 誰がいかにして「積極的に流通を図るべき情報」と「不適切な拡散を抑止するべき情報」を決めるのか？
 - いかにして公共的な情報を積極的に流通させるのか？
- 放送法における NHK のインターネット活用業務の位置づけ（本来業務化など）の検討（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会）
- 放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等（プラットフォームにおいて放送コンテンツがより視聴されるようにするための取組など）を後押しする方策の検討（同検討会）
- プラットフォームにおいて放送コンテンツがより視聴されるようにするための取組
 - 英国のプロミネンス・ルールが参考に⁴
 - ナッジのガバナンスについての議論も参考に：オプトアウトの自由の確保、個人の意思決定過程の操作の禁止、透明性の確保、効果の検証など⁵
 - 放送コンテンツのナッジを適正に行うためにも、視聴履歴の適切な取扱いが重要に

3. ハード・ソフトの分離

- 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会等におけるレイヤー型規律の検討
- 2010年放送法改正によるハード・ソフト分離原則の導入。もともと、地上基幹放送事業者には特例が認められ、全ての地上基幹放送事業者がハード・ソフト一致を維持。
- 新たな（機能的な）ハード・ソフト分離論（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会）
 - ✓ インフラ（中継局、マスター設備等）の共用化（共同利用型モデルの推進）
 - ✓ 小規模中継局等のブロードバンド等（IPユニキャスト方式を含む）による代替
 - ✓ マスター設備のIP化・クラウド化
- ハードの担い手が集権化するとゲートキーパーとしての力を持つ可能性も
 - 独占禁止法上の問題の検討、放送法上のハード事業者に対する規制のあり方の検討⁶
- ハードがソフトをコントロールする可能性も
 - クラウド事業者によるコンテンツ管理を理由とするサービス提供停止

⁴ 村上圭子「総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」取りまとめ公表を受けて (3)「攻めの戦略」議論 本格化へ」NHK文研ブログ（2022年09月20日）、
<https://www.nhk.or.jp/bunken-blog/2022/09/20/>

⁵ 成原慧「それでもアーキテクチャは自由への脅威なのか？」那須耕介＝橋本努（編著）『ナッジ!?—自由でおせっかいなりバタリアン・パターンリズム』（勁草書房、2020年）。

⁶ 現行の基幹放送局提供事業者に対する規制につき、放送法117条～125条参照。